

琉球大学生向け 日本学生支援機構「奨学金の返還」について

日本学生支援機構（以下「機構」といいます。）の貸与奨学金は、在学期間中に借り受けたものであり、**必ず返還する義務**があります。

皆さんからの返還金は、在学中の学生の奨学金として直ちに活用される仕組みとなっています。一人ひとりが奨学生の責務を果たすことで成り立つ制度ですので、自覚と責任をもって約束どおり必ず返還し、後輩の学生生活を支えてあげてください。

返還に関する説明は、貸与終了年度の11月以降に開催する「返還説明会」において行いますので必ず出席してください（学生生活支援情報ホームページ「奨学金」-「⑭奨学金の返還準備」参照。説明会を開催しない場合もあります。その場合は、説明資料等を郵送でお送りします）。

※ 詳細な説明は、機構 WEB サイトに掲載されている「返還のてびき」をご確認ください。

1. 返還が始まる時期

貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。

例) 3月に貸与終了した場合は、10月から開始

<参考：3月満期者の最終振込月>

3月満期者の奨学金の振り込みは、2月が最終振込月となり、2月分と3月分が併せて振り込まれます。

2. 返還口座の登録手続き

奨学金の**返還は自動振替（口座引き落とし）**で行いますので、必ず全員が振込口座の加入手続きをしなければなりません（**在学猶予をする方（大学院へ進学する方等）、留年者も加入手続きが必要**です）。

返還口座の加入手続きは、以下のいずれかの方法で手続きしてください。

- (1) スカラネット・パーソナルで手続き（原則）
- (2) 「口座振替（リレー口座）加入申込書」により金融機関の窓口で手続き

3. 毎月の口座振替日

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 月賦返還の場合 | 毎月27日 |
| (2) 月賦・半年賦の併用返還の場合 | 毎月27日に月賦分
1月と7月の27日に月賦と半年賦の合計額 |

※ 27日が金融機関の休業日の場合は翌営業日

4. 返 還 方 法

(1) 第一種奨学金（無利子）

採用時に選択した下記の返還方式により返還します。

① **定額返還方式**

借りた金額に応じて、毎月の返還金額が決まります。

② 所得連動返還方式

前年の課税対象所得（課税総所得金額）に応じて、毎月の返還金額が決まります（最低月額はいくら）は2,000円）。

返還方法は月賦返還のみで、保証制度は機関保証のみです。

<参考：返還方式の変更>

定額返還方式から所得連動返還方式へ変更することができます。ただし、保証制度は機関保証のみですので、変更時に保証料を一括で支払う必要があります。

手続きは奨学金窓口で行います（依頼書の記入とマイナンバー関係書類の提出が必要）。

(2) 第二種奨学金（有利子）

- ① 返還方式 定額返還方式（借りた金額に応じて毎月の返還金額を決定）
- ② 利 子 在学中は無利子。貸与終了の翌月 1 日から利子が発生します。
- ③ 利 率 算定方法は奨学金申請時に選択した下記の方式です（いずれも年 3%が上限）。

・ 利率固定方式

貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用されます。

・ 利率見直し方式

貸与終了時点で決定した利率を、返還期間中おおむね5年毎に見直します。

【参考 1】 機構サイト「貸与利率一覧」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/riritsu/2007ikou.html

【参考 2】 利率の算定方法は変更することができます。

貸与終了予定の 2 ヶ月前まで（3 月満期者は 11 月中）に、奨学金窓口での手続きが必要です（事前に準備いただく書類あり）。

5. 貸与終了以降の諸手続き

貸与終了後の奨学金に係る**手続きは、機構に直接相談・提出**となります。

日本学生支援機構 奨学金相談センター（TEL：0570-666-301）

(1) 住所・電話番号等の変更

本人、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先（機関保証の場合）の住所、姓（名字）、勤務先及び電話番号等に変更があった場合は、スカラネット・パーソナルで届け出てください。

(2) 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先変更

各種変更届を機構 WEB サイトからダウンロードして郵送で届け出てください。

※ 住所変更等の手続きを怠ると、機構からの重要な情報や書類が届かずに不利益を被る場合があります（口座振替不能通知が届かず、知らない間に延滞金が賦課されることもあります）。

6. 救 済 制 度

事情（学業継続、経済困難、失業、疾病、災害等）により返還が困難になったときは、下記の制度を利用できる場合があります。**手続きは機構に直接相談・提出**となります。

日本学生支援機構 奨学金相談センター（TEL：0570-666-301）

(1) 在学猶予

在学期間中は願い出により返還期限を猶予（先送り）することができる制度です。

適用期間は最長 10 年（通算）です（通算は 2020 年 4 月以降より適用）。

【手続き】貸与終了の翌日から返還開始 1 ヶ月前にスカラネット・パーソナルから在学猶予願を入力

(2) 減額返還

1 回当たりの割賦金額を、当初約束した金額の 1/2 又は 1/3 に減額して、返還期間を延長して返還する制度です。

1 回の申請で最長 12 ヶ月まで願い出でき、適用期間は通算して 15 年です。

(3) 返還期限猶予（一般猶予）

願い出により一定期間返還を猶予（先送り）できる制度です。適用期間は通算して 10 年です。

7. 返還免除制度

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害

奨学生本人が死亡、精神若しくは身体の障害により労働能力を失った時は、願い出により奨学金の返還未済額の全額又は一部を免除される場合があります。

(2) 業績優秀者返還免除制度（大学院第一種奨学金）

貸与期間中に優れた業績を挙げたと大学が認める者を機構が審査し、奨学金の全部又は一部を返還免除する制度です。対象者には例年 12 月頃に大学から案内します。

8. その他の制度

(1) 繰上返還

貸与総額の全額又は一部を繰り上げて返還することができます。

在学猶予手続きを行った第二種奨学生が在学中に繰上返還した場合は、その繰上に当たる期間の利息はかかりません（在学猶予中になっているかを確認したうえで手続きしてください）。

9. 日本学生支援機構 WEB サイト

(1) 日本学生支援機構 WEB サイト

<https://www.jasso.go.jp/>



(2) 日本学生支援機構「奨学金相談サイト」

<https://www.shogakukinsupport.jp/>



<奨学金窓口：共通教育棟 1 号館 1 階>

〒903-0129 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地

琉球大学学生部学生支援課奨学係

TEL : 098-895-8136

E-mail : gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp



学生生活支援情報ホームページ